

破綻時に備えて損害保険会社が支払う保険料率について

近畿大学経済学部教授

相馬 利行

1 はじめに

日本における金融業界は、いわゆる「護送船団行政」により競争を制限され、戦後長らく 1 つの金融機関も破綻することなく過ごしてきた。しかし、バブル崩壊後、1990 年代に入ると信用組合や銀行が、1997 年のいわゆる金融危機には都市銀行や大手証券会社までもが破綻した。保険会社においては、バブル時代の高予定利率を保証した貯蓄性保険の存在と低金利政策による資産運用利率の悪化による、いわゆる「逆ザヤ」に苦しみ、1997 年には戦後初めて日産生命が破綻し、その後も生保の破綻が相次いだ¹。また、「逆ザヤ」問題とは関係が薄いと思われていた損害保険業界においても、2000 年には戦後初めて第一火災海上が、翌年には大成火災海上も続いて破綻することとなった。

銀行業においては、1971 年に「預金保険機構」ができていたが、その他の業界においては破綻に備えた仕組みがあまり整っていなかった。金融機関の破綻が現実味を帯びてくると、金融機関の破綻に備えた枠組み作りも本格化し、特に個人をどう保護するのかという問題が重要になってきた。保険業界においては、1996 年 4 月施行の保険業法の改正²により、「保険契約者保護基金」という支払い保証制度が生保・損保それぞれにできていた。しかし、1997 年の日産生命の破綻により、すぐに資金が枯渇してしまう事態となり、1998 年 12 月には、「生命保険契約者保護機構」と「損害保険契約者保護機構」が設立された³。これにより、日産生命破綻時には救済会社の仕組みがなくて処理に時間がかかったが、救済会社が現れない場合には機構自身が契約を引き受けることも可能になった⁴。

損害保険会社は損害保険契約者保護機構を設立・維持するために保険料を支払っている。しかしながら、損害保険会社が損害保険契約者保護機構に支払う保険料率は各保険会社に対して一律のものではない。銀行ならば預金保険機構に対してどの銀行も一律の保険料率⁵を支払っており、理論的に「フェアな保険料率」を各行に対して求めて、その値と一律の保険料率を比較することで、割高・割安かどうかの検証が可能であ

¹ 日産生命含めて 2001 年までに 7 社が破綻し、2008 年には大和生命が破綻した。

² 生損保相互参入などの自由化を伴う改正であった。

³ 同時に証券会社版の投資者保護基金も設立された。

⁴ 1999 年 1 月 25 日付日本経済新聞朝刊記事を参考にした。

⁵ たとえば、平成 28 年度の預金保険料率であれば、普通預金には 0.054%、定期預金には 0.041% となっている。

るし、従来からなされている⁶。そこで、本論文の目的は、損害保険会社が「損害保険契約者保護機構」に支払うべきフェアな保険料率を求めることではなく、“実際に”支払う事となる保険料（率）をシミュレーションで求めることにある。すなわち、この研究は、割高か割安なのかを求める際の基準の保険料率を測るものである。銀行と比べると保険会社における支払い保証制度への保険料率に関する研究は少なく、日本においては、筆者の知る限り、まだ存在しない。

本論文の構成は以下である。次章では、実際に損害保険会社が損害保険契約者保護機構に支払うこととなる保険料率について、約款を基に議論する。そして、第3章では計測に用いるデータについて議論し、第4章では具体的に日本の損害保険における保険料率をシミュレーションする。そして、第5章はまとめとする。

2 損害保険契約者保護機構への保険料について

この章では、損害保険会社が損害保険契約者保護機構に支払う保険料を定義するために、負担金および運営金の2つの概念を説明する。損害保険契約者保護機構の定款⁷の第56条には、「会員は、この章で定めるところにより、本機構の事業年度ごとに、負担金（保険契約者保護資金に充てるために納付する金銭をいう。）及び運営金（本機構の運営に要する費用に充てるために納付する金銭をいう。）を本機構に納付しなければならない。」とある。よって、損害保険会社が損害保険契約者保護機構に支払う“広い意味での保険料”は、負担金と運営金の合計と定義できる。それでは、負担金と運営金の各損害保険会社の分担割合は、どのように決まってくるのであろうか？以下、約款を数式に変換していく。まず、負担金に関しては、第58条⁸によると、以下の第1号負担金額と第2号負担金額にさらに分けることができる。

第1号負担金額

$$= \text{負担金収入の額} \times \left(\frac{7}{10}\right) \times \underbrace{\left(\frac{\text{会員 } i \text{ の収入保険料}}{\text{全会員の収入保険料の合計}}\right)}_{\text{第1号負担金比率}} \quad (1)$$

⁶ 銀行が預金保険機構に支払うフェアな保険料率を求める研究は、オプション理論を用いた Merton (1977) を嚆矢として数多くなされてきた。アメリカにおいては Marcus and Shaked (1984) および Ronn and Verma (1986) などが、日本においては池尾 (1990) や小田 (1998) が具体的に数値を計算している。

⁷ 損害保険契約者保護機構の HP (<http://www.sonpohogo.or.jp/>) 中の「機構の概要」に定款 (http://www.sonpohogo.or.jp/outline_pdf/outline01.pdf) が載っている。

⁸ 第1項 第1号負担金率 当事業年度の予算における負担金収入の額に10分の7を乗じて得た額を、各会員が前条の規定により報告した収入保険料の額を当事業年度の初日におけるすべての会員について合計した額で除して得た割合。

第2項 第2号負担金率 当事業年度の予算における負担金収入の額に10分の3を乗じて得た額を、各会員が前条の規定により報告した責任準備金、支払備金及び社員配当準備金の合計額を当事業年度の初日におけるすべての会員について合計した額で除して得た割合。

ただし、第 57 条第 7 項によると、

収入保険料

$$= \text{元受保険料(収入積立保険料を含む)} - \text{元受解約返戻金} - \text{その他返戻金} \\ + \text{受再保険料} - \text{受再解約返戻金} - \text{受再その他返戻金}, \quad (2)$$

となる。また、

第 2 号負担金額

$$= \text{負担金収入の額} \times \left(\frac{3}{10}\right) \times \underbrace{\left(\frac{\text{会員 i の責任準備金} + \text{支払準備金} + \text{社員配当準備金}}{\text{全会員の責任準備金} + \text{支払準備金} + \text{社員配当準備金の合計}}\right)}_{\text{第 2 号負担金比率}}, \quad (3)$$

となる。同様に、第 61 条からは各損害保険会社の運営金額は各損害保険会社共通で、 $\frac{\text{運営金収入の額}}{\text{会員数}}$ である。以上をまとめると、

会員 i の保険料額

$$= \text{負担金収入の額} \times \left\{ \begin{array}{l} \left(\frac{7}{10}\right) \times \left(\frac{\text{会員 i の収入保険料}}{\text{全会員の収入保険料の合計}}\right) \\ + \\ \left(\frac{3}{10}\right) \times \left(\frac{\text{会員 i の責任準備金} + \text{支払準備金} + \text{社員配当準備金}}{\text{全会員の責任準備金} + \text{支払準備金} + \text{社員配当準備金の合計}}\right) \end{array} \right\} \\ \underbrace{\hspace{10em}}_{\text{負担金比率}} \\ + \left(\frac{\text{運営金収入の額}}{\text{会員数}}\right), \quad (4)$$

である。ここで、負担金収入の額と運営金収入の額は、損害保険契約者保護機構の予算である。また、負担金収入の額は、「資金援助等業務に要する費用の予想額に照らし十分な額は、500 億円とするとし、前年度末における損害保険契約者保護資金の残高として見込まれる額を控除して得た額」を超えないものとする（第 60 条第 3 項）。また、損害保険契約者保護資金の残高が 500 億円を超えている場合には、次年度の負担金はなしとなる（第 60 条第 2 項）。よって、すでに残高が 500 億円に達している場合には、運営金だけの納付となる。また、負担金と運営金の各損害保険会社の合計額は 50 億円を超えないこととなっている（第 56 条第 3 項）。

3 データについて

金融庁(2017)の定義では、国内損害保険会社数30社、外国損害保険会社等20社、免許特定法人(特定損害保険業免許)1社の計51社が現在日本に存在している(表1参照)。国内損害保険会社数30社の内、日本損害保険協会会員は26社であり、アリアンツ、チャブ(2015年度末時点ではエース)、AIU、アメリカンホームの4社は日本損害保険協会会員ではなく外国損害保険協会会員である。両者に所属している会社は存在しないが、いずれにも所属していない会社は7社存在する⁹。

財務データは『インシュアランス損害保険統計号』(平成27年度版)を参照した。『インシュアランス損害保険統計号』には国内損害保険会社としての30社のデータが掲載されているが、損害保険契約者保護機構の会員数は現在40社であるため一致していない。具体的には、国内損害保険会社以外の12の保険会社を含み、逆に、国内損害保険会社30社の中の再保険専業2社(トーア、日本地震)は損害保険契約者保護機構の会員ではない。よって、我々は40社の内、28社のデータが分析対象となり、12社のデータが手に入らないこととなる。しかしながら、12社の保険業界に占める比率はきわめて小さいと考えられる¹⁰。

具体的に式(1)から(4)式までに使われる定款による定義と『インシュアランス損害保険統計号』に記載の財務データとの関係を表2にまとめている。収入保険料に関しては、損害保険契約者保護機構における定款では元受正味保険料に収入積立保険料を含んでいるが、インシュアランス損害保険統計号では除いており、同じ「収入保険料」という言葉でも意味が異なっている。よって、この論文では、インシュアランス損害保険統計号に別途載っている収入保険料に記載されている値は使わずに、元受正味保険料(収入積立保険料を含む)と受再正味保険料の合計の値を定款の収入保険料とみなす。また、インシュアランス損害保険統計号における「保険契約準備金」は責任準備金と支払準備金だけの合計ではあるが、責任準備金の中に社員配当準備金が含まれた値であるためこのように定義した。

データは、2015年度のデータのみを用いる。理由は、損害保険契約者保護機構のHPに掲載されているデータがこの年度しか現在確認できないからである。

⁹ 公益財団法人損害保険事業総合研究所によると、4社が船主責任保険専業、1社は再保険専業である。詳細はhttps://www.sonposoken.or.jp/node_64/2を参照されたい。

¹⁰ 分析対象とは1年ずれるが、外国損害保険協会ですべて入手可能な最新のデータ「2014年度の外国損害保険事業者2014年度業容一覧表(2014年4月～2015年3月)」(<http://www.fnlia.gr.jp/cms/wp-content/uploads/2015/06/2014-Y-end-R-J2.pdf>)は損害保険契約者保護機構会員で『インシュアランス損害保険統計号』に載っていない会社の規模と近い数字と考えられるが、収入保険料に占める割合はほぼ数%である。

表 1 損害保険契約者保護機構会員について

企業番号	損害保険会社名	日本損害保険協会会員	外国損害保険協会会員	損害保険契約者保護機構会員	インシュアランス損害保険統計号の記載有無
1	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	○	×	○	○
2	アイペット損害保険株式会社	○	×	○	○
3	アクサ損害保険株式会社	○	×	○	○
4	朝日火災海上保険株式会社	○	×	○	○
5	アニコム損害保険株式会社	○	×	○	○
6	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	×	○	○	○
7	アリアンツ火災海上保険株式会社	×	○	○	○
8	イーデザイン損害保険株式会社	○	×	○	○
9	Chubb損害保険株式会社(2015年度はエース損害保険株式会社)	×	○	○	○
10	AIU損害保険株式会社	×	○	○	○
11	au損害保険株式会社	○	×	○	○
12	エイチ・エス損害保険株式会社	○	×	○	○
13	SBI損害保険株式会社	○	×	○	○
14	共栄火災海上保険株式会社	○	×	○	○
15	ジェイアイ傷害火災保険株式会社	○	×	○	○
16	セコム損害保険株式会社	○	×	○	○
17	セゾン自動車火災保険株式会社	○	×	○	○
18	ソニー損害保険株式会社	○	×	○	○
19	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	○	×	○	○
20	そんぼ24損害保険株式会社	○	×	○	○
21	大同火災海上保険株式会社	○	×	○	○
22	東京海上日動火災保険株式会社	○	×	○	○
23	トーア再保険株式会社	○	×	×	○
24	日新火災海上保険株式会社	○	×	○	○
25	日本地震再保険株式会社	○	×	×	○
26	日立キャピタル損害保険株式会社	○	×	○	○
27	富士火災海上保険株式会社	○	×	○	○
28	三井住友海上火災保険株式会社	○	×	○	○
29	三井ダイレクト損害保険株式会社	○	×	○	○
30	明治安田損害保険株式会社	○	×	○	○
31	アールジーイー・リインシュアランス・カンパニー	×	○	×	×
32	アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ	×	×	○	×
33	アシユアランスフォアニングン・ガード・イェンシディグ	×	×	×	×
34	アトラディウス・クレジット・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス	×	○	○	×
35	エイチディーアイ・グローバル・エスイー	×	○	○	×

36	カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール	×	○	○	×
37	現代海上火災保険株式会社	×	○	○	×
38	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コム ルス・エクステリユール	×	×	○	×
39	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテ ッド	×	○	○	×
40	ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・イン デムニティ・アソシエーション・リミテッド	×	×	×	×
41	ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソ シエーション・リミテッド	×	×	×	×
42	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・ シップ・アシュアランス・アソシエーション(ヨーロッパ)リミ テッド	×	×	×	×
43	ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ	×	×	×	×
44	スイス・リー・インターナショナル・エスイー	×	○	○	×
45	スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド	×	○	×	×
46	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー	×	○	○	×
47	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	×	○	○	×
48	トランスアトランティック・リインシュアランス・カンパニー	×	○	×	×
49	ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフ ト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン(ミュンヘン 再保険)	×	○	×	×
50	ユーラーヘルメス・エスエー	×	○	○	×
51	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ	×	○	○	×

参考資料：

- ・損害保険会社名に関しては、金融庁（2017）を参照した
- ・日本損害保険協会会員に関しては、日本損害保険協会 HP を参照した。
- ・外国損害保険協会会員に関しては、外国損害保険協会 HP を参照した。
- ・損害保険契約者保護機構会員に関しては、損害保険契約者保護機構 HP を参照した。

注：金融庁（2017）を基に、企業番号 1～30 は（国内）損害保険会社計 30 社、企業番号 31～50 は外国損害保
険会社等計 20 社、企業番号 51 は免許特定法人（特定損害保険業免許）計 1 社である。

表 2 定款とデータの対応関係

損害保険契約者保護機構の定款	『インシュアランス損害保険統計号』
元受保険料（収入積立保険料を含む） －元受解約返戻金－その他返戻金	元受正味保険料 （収入積立保険料を含む）
受再保険料－受再解約返戻金 －受再その他返戻金	受再正味保険料
収入保険料	元受正味保険料（収入積立保険料を含む） +受再正味保険料
責任準備金+支払準備金+社員配当準備金	保険契約準備金

4 保険料率の計測について

この章では、2章で導いた保険料を負債で割ることにより、損害保険会社の支払う保険料率を具体的に計測する。その計算のために、2章で導いた第1号負担金比率、第2号負担金比率、負担金比率をまず求める¹¹。必要なデータは、各損害保険会社の収入保険料の額と保険契約準備金である。表3からわかることは、4つの損害保険会社が突出して大きなシェアを占めていることである。具体的には、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社だけでいずれの負担金比率においても約85%を占めている。いずれの指標も平均は約3.57%であるが、標準偏差は7%を超えている。また、負担金比率で見た場合、28社のうち4社だけ10%を超えているが、19社は1%にも満たない状況であり、格差が大きいことがわかる。

表3 負担金比率について

企業番号	損害保険会社名	第1号負担金率	第2号負担金率	負担金率
1	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	14.19%	12.48%	13.68%
2	アイペット損害保険株式会社	0.08%	0.02%	0.06%
3	アクサ損害保険株式会社	0.47%	0.20%	0.39%
4	朝日火災海上保険株式会社	0.79%	1.65%	1.05%
5	アニコム損害保険株式会社	0.24%	0.06%	0.18%
6	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	0.80%	0.50%	0.71%
7	アリアンツ火災海上保険株式会社	0.16%	0.01%	0.11%
8	イーデザイン損害保険株式会社	0.20%	0.11%	0.17%
9	Chubb損害保険株式会社 (旧エース損害保険株式会社)	0.53%	0.17%	0.42%
10	AIU損害保険株式会社	2.46%	0.47%	1.86%
11	au損害保険株式会社	0.21%	0.02%	0.15%
12	エイチ・エス損害保険株式会社	0.04%	0.01%	0.03%
13	SBI損害保険株式会社	0.27%	0.11%	0.22%
14	共栄火災海上保険株式会社	2.02%	2.46%	2.15%
15	ジェイアイ傷害火災保険株式会社	0.14%	0.08%	0.13%
16	セコム損害保険株式会社	0.55%	0.84%	0.64%
17	セゾン自動車火災保険株式会社	0.28%	0.18%	0.25%
18	ソニー損害保険株式会社	0.90%	0.69%	0.84%
19	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	26.18%	25.56%	25.99%
20	そんぼ24損害保険株式会社	0.13%	0.07%	0.11%
21	大同火災海上保険株式会社	0.18%	0.15%	0.17%
22	東京海上日動火災保険株式会社	25.80%	27.82%	26.41%

¹¹ 3つの呼称は筆者が命名したものであり約款に記載された名称ではない。

23	トニー再保険株式会社	—	—	—
24	日新火災海上保険株式会社	1.59%	1.53%	1.57%
25	日本地震再保険株式会社	—	—	—
26	日立キャピタル損害保険株式会社	0.03%	0.04%	0.04%
27	富士火災海上保険株式会社	3.07%	3.69%	3.26%
28	三井住友海上火災保険株式会社	18.19%	20.73%	18.95%
29	三井ダイレクト損害保険株式会社	0.34%	0.22%	0.31%
30	明治安田損害保険株式会社	0.16%	0.11%	0.14%

注：第1号負担金比率は式(1)，第2号負担金比率は式(3)，負担金比率は式(4)を参照。

以上の準備から，式(4)を負債で割ることにより¹²，

損害保険会社*i*の保険料率

$$= \frac{\text{負担金収入の額} \times \text{負担金比率}i + \left(\frac{\text{運営金収入の額}}{\text{会員数}} \right)}{\text{負債額}i}$$

とできる。これは銀行の預金保険料率に対応すると考えられる。以下，2015年度の損害保険契約者保護機構の予算を見てみよう。損益計算書の運営金収入は3,093万円9,000円であるので，会員数40社で割ることにより，1社当たり79万8千円の分担となる。また，負担金収入の額は予算内に無く，また，貸借対照表における資産（負債）において，保険契約者保護資産（資金）が501億8,898万3,689円と500億円を超えていることから，第60条第2項より，負担金収入はこの年度には無かったと考えられる。よって，1社当たり保険料は79万8千円のみで，各損害保険会社の負債額で割ることにより，実際の2015年度の保険料率が計算できる。しかしながら，エイチ・エス損害保険株式会社の0.00004%が最高であり，ほとんど無いに等しい。よって，以下では，負担金のみを保険料と想定し，色々な場合を想定したシミュレーションを試みることにする。

1つ目として，「50億円を業界で負担するケース」を考える。1998年2月20日夕刊の日本経済新聞の記事によると，1998年の損害保険契約者保護機構発足時には，業界の負担金は65億円，2001年以降は50億円に減らすとあった。現在と状況は異なるが，今後50億円を毎年再び積み立てるとしたら，各社の毎年の負担はいかほどになるかを計測した（表4左3列目）。保険料率の平均は0.039%とそれほど高いものではない。最高はアリアンツ火災海上保険株式会社の0.118%，最低は朝日火災海上保険株式会社の0.016%であった¹³。

¹² 責任準備金で割ることにより同様の結果も導出可能である。

¹³ 以下のケースにおいても，この順序は変わらない。なぜならば，保険料率は業界負担額*各社の負担金比率/各社の負債額であるので，結局は，業界負担額が変わるだけで，「各社の負担金比率/各社の負債額」の値は他のケースにおいても順序がすでに決まっているからである。

2つ目として、「中堅損保が破綻したケース」を考える。中堅損保としては、28社の責任準備金の中央値を取り、その値が243億6,350万円となった。そして、損害保険会社が破綻した場合には、責任準備金の90%が保護されるので、その90%の219億2,715万円を業界で負担することとなる。しかし、業界にはすでに500億円が積み立られているので、業界内だけで負担は吸収することが可能であることがわかった。表4右2列目には、積み立ての減少分を1年で回収するために、219億2,715万円を業界で負担する場合を考えている。すると、平均保険料率は0.17%であることが分かった。1つ目のケースに比べて平均保険料率は0.039%から約4.4倍となった。また、負担金と運営金の各損害保険会社の合計額は50億円を超えないこととなっているが（第56条第3項）、東京海上日動火災保険株式会社と損害保険ジャパン日本興亜株式会社においてはこのルールが守られておらず、他の会社の負担が若干増える可能性がある。

3つ目として、「メガ損保が破綻したケース」を考える。ここでは上位4つの損保の責任準備金の平均を取り、その値が3兆4,299億5,600万円となった。そして、責任準備金の90%が保護されるので、業界全体の保証額は3兆869億6,040万円となる。ここでも、500億円がすでに積み立られているが、負担分を今年度で返済するケースを考える（表4右1列目）¹⁴。そうすると、保険料率が10%未満の会社は1社のみであり、平均は23.93%と到底払えるものではない。資産運用利回りが2.71%であることを考えると、10年掛けて回復する場合でも難しいことが分かる。

表4 保険料率について

企業番号	損害保険会社名	(ケース1) 50億円負担	(ケース2) 中堅損保 破綻	(ケース3) メガ損保 破綻
1	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	0.03%	0.11%	15.79%
2	アイペット損害保険株式会社	0.07%	0.30%	42.30%
3	アクサ損害保険株式会社	0.033%	0.15%	20.53%
4	朝日火災海上保険株式会社	0.016%	0.07%	9.62%
5	アニコム損害保険株式会社	0.064%	0.28%	39.28%
6	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	0.032%	0.14%	19.71%
7	アリアンツ火災海上保険株式会社	0.118%	0.52%	72.97%
8	イーデザイン損害保険株式会社	0.035%	0.15%	21.64%
9	Chubb損害保険株式会社 (旧エース損害保険株式会社)	0.046%	0.20%	28.16%
10	AIU損害保険株式会社	0.060%	0.26%	37.22%
11	au損害保険株式会社	0.096%	0.42%	59.53%
12	エイチ・エス損害保険株式会社	0.079%	0.35%	48.65%

¹⁴ 500億円がすでにあるとして負担額から引いたとしても、保険料率にほとんど変化はない。

13	SBI損害保険株式会社	0.042%	0.18%	25.73%
14	共栄火災海上保険株式会社	0.020%	0.09%	12.53%
15	ジェイアイ傷害火災保険株式会社	0.034%	0.15%	21.14%
16	セコム損害保険株式会社	0.019%	0.08%	11.59%
17	セゾン自動車火災保険株式会社	0.033%	0.14%	20.30%
18	ソニー損害保険株式会社	0.029%	0.13%	17.95%
19	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	0.023%	0.10%	14.05%
20	そんぼ24損害保険株式会社	0.033%	0.15%	20.65%
21	大同火災海上保険株式会社	0.027%	0.12%	16.63%
22	東京海上日動火災保険株式会社	0.020%	0.09%	12.12%
23	トーア再保険株式会社	—	—	—
24	日新火災海上保険株式会社	0.025%	0.11%	15.33%
25	日本地震再保険株式会社	—	—	—
26	日立キャピタル損害保険株式会社	0.022%	0.10%	13.46%
27	富士火災海上保険株式会社	0.022%	0.09%	13.29%
28	三井住友海上火災保険株式会社	0.018%	0.08%	11.12%
29	三井ダイレクト損害保険株式会社	0.034%	0.15%	21.26%
30	明治安田損害保険株式会社	0.030%	0.13%	18.62%

5 まとめ

損害保険会社が「損害保険契約者保護機構」に実際に支払っている現在の保険料率は、しばらく損害保険会社の破綻が無いこともあり、ほぼゼロである。本論文においては、より現実に起こりうる状況を仮定し、シミュレーションを行い、割高か割安なのかを求める際の基準の保険料率を測った。そもそも、損害保険会社の負担としては、破綻リスクに応じた可変保険料率ではなく、規模の大きな会社ほど負担することになっている。そして、いわゆるメガ損保4社で全体の8割ほどを負担する構図になっている。シミュレーションの結果は、中堅損保が1社破綻した場合においては、現在の積み上げた保険料で賄えるため、業界内で処理することが十分可能である。しかし、1社負担が50億円の規定からは外れてしまうことが分かった。また、メガ損保1社が破綻すると、業界内では長期間にわたり高い保険料率を受け入れないと処理できないことが分かった。しかし、日本においては、生保は公的資金注入が可能であるが、損保にその仕組みは存在していない。この点に関しては、想定外のリスクも考慮して公的資金注入の仕組みだけでも存在させることは必要ではないかと思われる。

銀行と比べると保険会社における支払い保証制度への保険料率に関する研究は少なく、日本においては、筆者の知る限り、今回が初めての試みである。今後の課題としては、オプション理論を用いたフェアな保険料率を求めて、現実の保険料との比較を行うべきである。理論的には、預金という1年後の収益が確定している安全資産が負債である銀行に比べて、損害保険の場合には（たとえば）1年が経たないと負債の価

値がはっきりしない点が難しいところであるが、すでに欧米ではいくつかの研究が進んでいる¹⁵。これらを日本にも応用することは十分可能であるし、我々の身近な保険という商品に関してもっと関心を持つべきであると考え。

【参考文献】

- Cummins, J.D. (1988) ,“Risk-Based Premiums for Insurance Guaranty Funds”, The Journal of Finance, 43 (4) , pp. 823-839.
- Marcus, A. J. and I. Shaked (1984) ,“The Valuation of FDIC Deposit Insurance Using Option-pricing Estimates”, The Journal of Money, Credit, and Banking, 16 (4) ,pp. 446-460.
- Merton, R. C. (1977) ,“An Analytic Derivation of the Cost of Deposit Insurance and Loan Guarantees”, The Journal of Banking and Finance, 1 (1) , pp. 3-11.
- Myers, S.C and Read, J.A, (2001) ,“Capital Allocation for Insurance Companies,” The Journal of Risk and Insurance, 68 (4) , pp.545-580.
- Ronn, E. I. and A. K. Verma (1986) ,“Pricing Risk-Adjusted Deposit Insurance: An Option-Based Model”, The Journal of Finance, 41 (4) , pp. 871-895.
- 池尾和人 (1990), 『銀行リスクと規制の経済学』, 東洋経済新報社.
- 小田信之 (1998), 「オプション価格に基づく適正保険料率の推定」, 『金融研究』, pp. 127-164.
- 鈴木雅貴・白須洋子 (2009), 「経済価値に基づいた生命保険契約の評価」, Financial Services Agency research review, 5, pp.149-178.

【参考データ・HP】

- 金融庁 (2017) 損害保険会社一覧
<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/songai.xls>
- 外国損害保険協会
<http://www.fnlia.gr.jp>
- 損害保険契約者保護機構
<http://www.sonpohogo.or.jp>
- 損害保険事業総合研究所
<https://www.sonposoken.or.jp>
- 日本経済新聞

¹⁵ Cummins (1988) や Myers and Read (2001) を参照されたい。直接は関係ないが、生命保険の負債の現在価値を求める日本語での文献には、鈴木雅貴・白須洋子 (2009) があり、損害保険にも応用できるところがあると思われる。